

作成年月日：平成28年1月29日
最終改正年月日：令和7年4月1日

旅館業の手引き (許可申請編)

倉敷市保健所生活衛生課

〒710-0834 倉敷市笹沖170番地

TEL 086-434-9830

FAX 086-434-9833

目 次

1	旅館業法の目的	2
2	定義	2
3	営業の種類	2
4	施設の構造設備基準等	
	（1）旅館・ホテル営業	3
	（2）簡易宿所営業	6
	（3）下宿営業	8
5	旅館業営業の許可申請手続きの流れ	9
6	旅館業営業の許可申請に必要な書類等	10
7	関係機関一覧	11

1 旅館業法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

2 定義

(1) 旅館業・・・宿泊料を受けて人を宿泊させる営業です。

(2) 宿泊料・・・名目を問わず、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは含まれます。

(例：休憩料、寝具賃貸料、シーツ等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費)

(3) 宿泊・・・寝具を使用して施設を利用することです。(利用者が自己の寝具を持参して施設を利用する場合も含まれます。)

3 営業の種類

(1) 旅館・ホテル営業

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいいます。

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業です。(山小屋、スキー小屋、カプセルホテル等)

(3) 下宿営業

施設を設け、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業です。

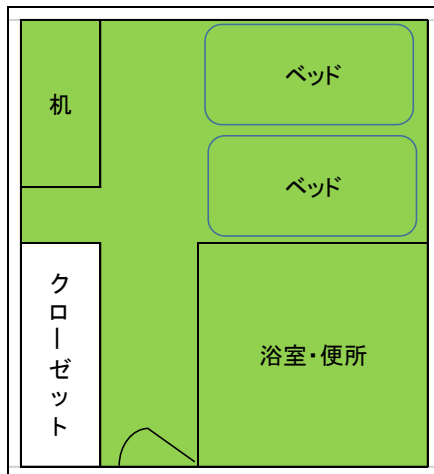
4 施設の構造設備基準等

(1) 旅館・ホテル営業：構造設備

1 客室の床面積	<p>寝台を置く客室：9㎡以上</p> <p>寝台のない客室：7㎡以上</p>
玄関帳場	<p>【玄関帳場又はフロントを設ける場合】 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>厚生労働省令で定める基準 <u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</p> <p>2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。</p> <p>【玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を設ける場合】 <u>次の1～3の要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができることで、玄関帳場等の設置に替えることができる。</u></p> <p>1 事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。）に無断侵入する者がいるときその他緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることが出来る体制を想定しているものであること。</p> <p>2 次の（1）又は（2）のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。</p> <p>（1） 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。</p> <p>（2） ICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。</p> <p>3 鍵の受け渡しを適切に行うこと。</p>

浴室等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。 【浴室等の基準】 ・換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。 ・浴室等の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。 ・調節箱を設ける場合は、容易に清掃を行うことができ、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。 ・原水及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。 ・浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1 ヘアキャッチャー、ろ過装置（1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のものに限る。）及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。 2 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。 3 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。 ・浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1 循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水を用いない構造とすること。 2 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。 3 容易に点検、清掃及び排水を行うことができる構造とすること。 ・屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造であること。 ・オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しない構造とすること。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる措置の全てを行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1 オーバーフロー還水管を循環配管に直接接続しないこと。 2 回収槽は、地下に埋設せず、容易に内部の清掃を行うことができる位置又は構造にすること。 3 レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を消毒する設備を設けること。 ・配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ・共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・ねずみ等の侵入及び臭気の発生を防ぐことのできる設備を設けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ・客室には、くず入れを備えること。 ・施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね 100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室その他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。 ・客室に併設された車庫の扉は、当該車庫の利用者が自由に開閉できるものであること。

※客室の床面積の算定は、壁、柱等の内側での測定（いわゆる内のり）によって行います。共通の廊下、床の間、押入等は床面積に含まれません。（床面積は下図の色付き部分）

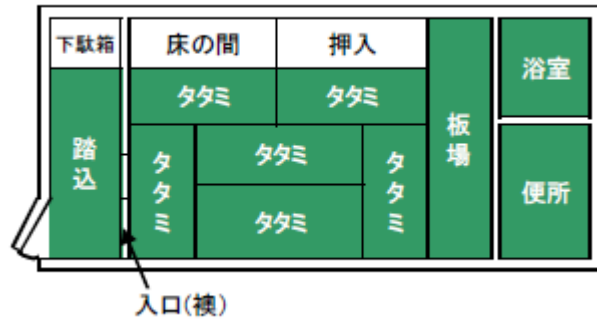


(2) 簡易宿所営業：宿泊する場所を多人数で共用する構造設備

<p>客室の 延床面積</p>	<p>・ 33 m² (宿泊者の数を 10 人未満とする場合は、3.3 m²×宿泊者の数) 以上</p>
<p>客室</p>	<p>・ 多人数で共用する構造及び設備を主とすること。 ・ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1 m 以上であること。</p>
<p>玄関帳場</p>	<p>適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>【玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を設ける場合】 次のいずれにも該当するときは、玄関帳場又はフロントを要しないこと。</p> <p>1 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。玄関帳場等に代替する機能を有する設備については、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施することができる設備である必要があること。</p> <p>(1) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。</p> <p>(2) ICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。</p> <p>2 鍵の受渡しを適切に行うこと。</p> <p>3 事故が発生したとき、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。</p> <p>※ 緊急時に適切に対応できる体制が整備されていれば、以下のことは差し支えないこと。</p> <p>1 一の営業者が複数の簡易宿所を運営するときに、一の玄関帳場等を設置して、それら複数の簡易宿所の玄関帳場等として機能させること。</p> <p>2 複数の簡易宿所の営業者が、共同して一の玄関帳場等を設置して、それら複数の簡易宿所の玄関帳場等として機能させること。</p>

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 【浴室等の基準】 ・換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。 ・浴室等の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。 ・調節箱を設ける場合は、容易に清掃を行うことができ、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。 ・原水及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。 ・浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1 ヘアキャッチャー、ろ過装置（1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のものに限る。）及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。 2 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。 3 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。 ・浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1 循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水を用いない構造とすること。 2 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。 3 容易に点検、清掃及び排水を行うことができる構造とすること。 ・屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造であること。 ・オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しない構造とすること。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる措置の全てを行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1 オーバーフロー還水管を循環配管に直接接続しないこと。 2 回収槽は、地下に埋設せず、容易に内部の清掃を行うことができる位置又は構造にすること。 3 レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を消毒する設備を設けること。 ・配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ・共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・ねずみ等の侵入及び臭気の発生を防ぐことのできる設備を設けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ・客室には、くず入れを備えること。

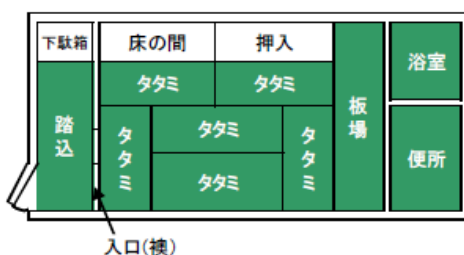
※客室の床面積の算定は、壁、柱等の内側での測定（いわゆる内のり）によって行います。共通の廊下、床の間、押入等は床面積に含まれません。（床面積は下図の色付き部分）



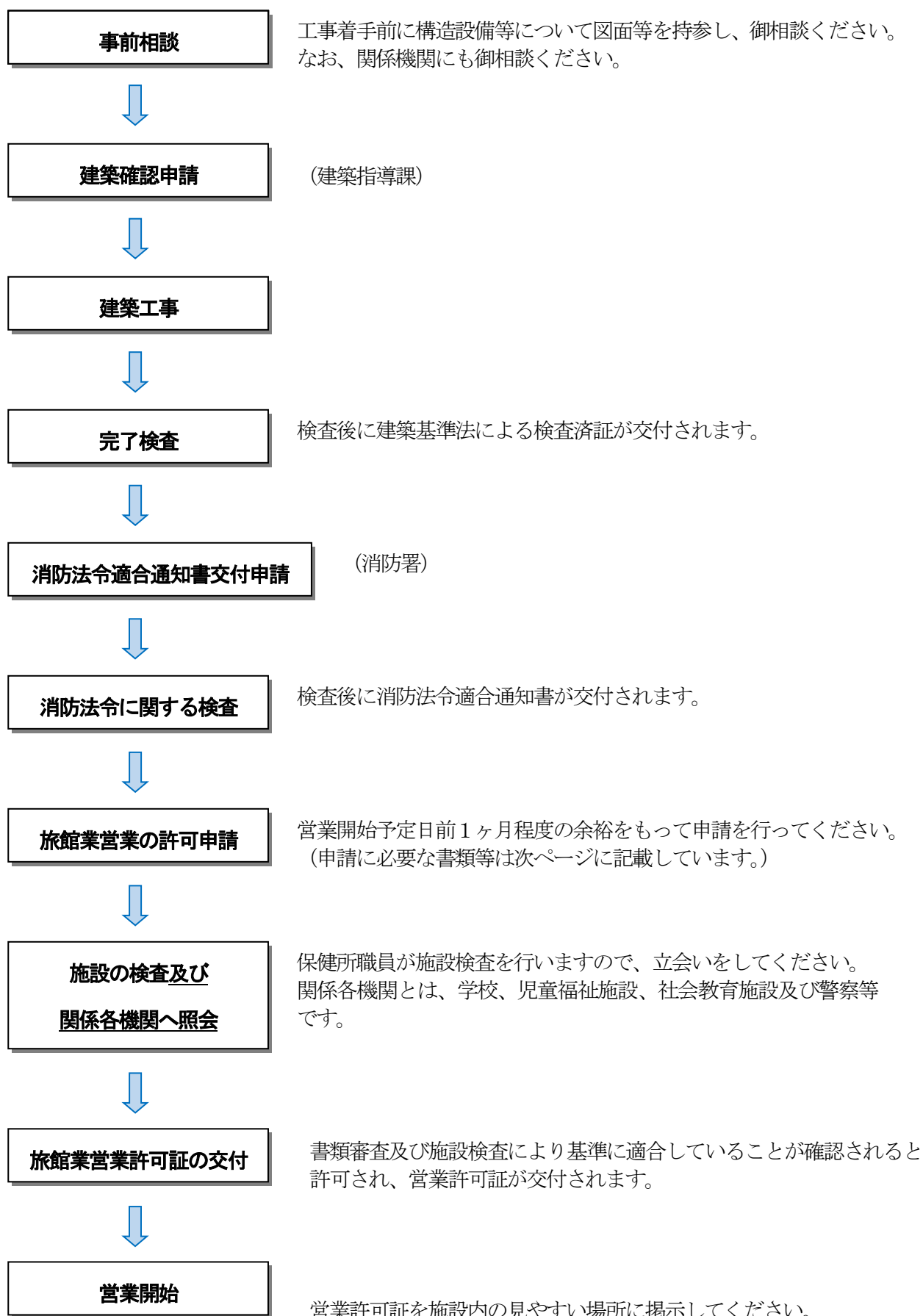
(3) 下宿営業：1ヶ月以上の期間を単位として宿泊させる営業（いわゆる学生下宿は対象外）

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 【浴室等の基準】 ・換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。 ・浴室等の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。 ・調節箱を設ける場合は、容易に清掃を行うことができ、かつ、調節箱内の温水を塩素系薬剤等により消毒することができる構造とすること。 ・原水及び原湯は、浴槽水の水面より上の位置から注入される構造とすること。 ・浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 ヘアキャッチャー、ろ過装置（1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上のものに限る。）及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。 2 循環ろ過した浴槽水は、浴槽の底部又は底部に近い部分から供給される構造とすること。 3 浴槽水の消毒に使用する薬剤の注入口は、浴槽水がろ過装置に入る直前に設けること。 ・浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水を用いない構造とすること。 2 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。 3 容易に点検、清掃及び排水を行うことができる構造とすること。 ・屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造であること。 ・オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しない構造とすること。ただし、これにより難しい場合は、次に掲げる措置の全てを行わなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 オーバーフロー還水管を循環配管に直接接続しないこと。 2 回収槽は、地下に埋設せず、容易に内部の清掃を行うことができる位置又は構造にすること。 3 レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を消毒する設備を設けること。 ・配管を有する水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造とすること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 ・共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数の便所を有すること。 ・ねずみ等の侵入及び臭気の発生を防ぐことのできる設備を設けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 ・客室には、くず入れを備えること。

※客室の床面積の算定は、壁、柱等の内側での測定（いわゆる内りのり）によって行います。共通の廊下、床の間、押入等は床面積に含まれません。（床面積は下図の色付き部分）



5 旅館業営業の許可申請手続きの流れ



6 旅館業営業の許可申請に必要な書類等

(1) 必要書類

ア 旅館業営業許可申請書

イ 営業施設の構造設備を明らかにする図面

営業施設の各階の平面図（寸法が記載されたもの）であって、玄関帳場、客室、浴室、便所、洗面所等の位置が分かるもの

ウ 循環系統図（循環式浴槽を設置する場合）

エ 営業施設を中心とする周囲おおむね100メートル以内の見取図

学校、児童福祉施設、公民館、図書館又は博物館の有無が確認できるもの（住宅地図の写し等）

オ 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）

カ 登記事項証明書（法人の場合）

キ 業務を行う役員に関する事項（法人の場合）

ク 建築基準法に基づく検査済証の写し

ケ 消防法令適合通知書の写し

(2) 提出部数

1部

(3) 申請手数料

旅館・ホテル営業に係る申請の場合 23,000円

簡易宿所営業又は下宿営業に係る申請の場合 15,000円

7 関係機関一覧

	担当機関
建築基準法について（建築確認、用途地域の確認等）	倉敷市役所建築指導課
都市計画、都市景観条例について	倉敷市役所都市計画課
市街化調整区域の場合	倉敷市役所開発指導課
水質汚濁防止法に係る届出について ※下宿営業の場合は不要	倉敷市役所環境政策課
下水道法について（入浴設備に温泉を利用する場合）	倉敷市役所下水普及課
浄化槽を設置する場合	倉敷市役所合併浄化槽設置推進室
消防法について	所管する消防署
風営法について（風俗営業に関連する場合）	所管する警察署
食品衛生法について（食事を提供する場合）	倉敷市保健所生活衛生課
建築物衛生法について（特定建築物に該当する場合）	
水道法について（簡易専用水道を設置する場合）	
公衆浴場法について（公衆浴場を設置する場合）	
温泉法について（温泉を利用する場合）	